

告示

埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成三十年六月二十九日

埼玉県春日部県税事務所長 飯野

正

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社池田石油	代表取締役 池田 扶美男	埼玉県さいたま市岩槻区太田二丁目二番十六号	平成三十年五月三十一日